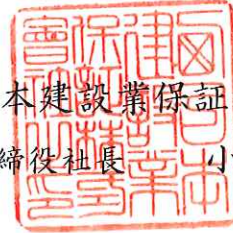


西建保発第78号
平成29年3月

一般社団法人 全国建設業協会
会長 近藤 晴 貞 殿

西日本建設業保証株式会社
取締役社長 小神 正志



平成28年度ゼロ国債工事等に係る公共工事金融保証事業
「ゼロ債金融保証」の実施について

拝啓 時下ますますご隆盛のこととお慶び申し上げます。

平素は、公共工事前払金保証事業につき、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、ご高承のとおり、国の平成28年度補正予算が本年1月31日に成立したところですが、同補正予算において、事業は執行されるものの、年度内の支払が行われない、いわゆる「ゼロ国債」に係る事業費についても計上されております。

これに伴い弊社は、国土交通省からの要請を受け、資金需要の増大が見込まれる年度末の建設会社の資金調達の円滑化を推進し、もって公共工事の適切な施工を確保するため、平成28年度ゼロ国債工事等に係る公共工事金融保証事業「ゼロ債金融保証」を実施することといたしました。

つきましては、貴団体の会員の皆様に対してご周知いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

なお、本金融保証の内容につきましては、別添「ご案内」等をご参照いただきますようお願い申し上げます。

敬 具

平成28年度ゼロ国債工事等に係る公共工事金融保証事業
「ゼロ債金融保証」のご案内



平成29年3月

 西日本建設業保証株式会社

建設企業の皆様へ

公共工事の前払金保証につきましては、平素よりご利用をいただき誠にありがとうございます。

さて、本年度中に前払金等工事代金の支払いがなされない、いわゆるゼロ国債工事等を受注された建設企業の皆様にとりましては、本年度分の工事着工資金の調達に関心をもたれているところとご推察申し上げます。

当社といたしましては、国土交通省から要請を受け、建設企業の資金調達の円滑化と公共工事の適切な施工を確保するため、平成28年度ゼロ国債工事等に係る公共工事金融保証事業「ゼロ債金融保証」を実施することとしました。

皆様のお役に立てればと存じますので、ご利用をお待ちしております。

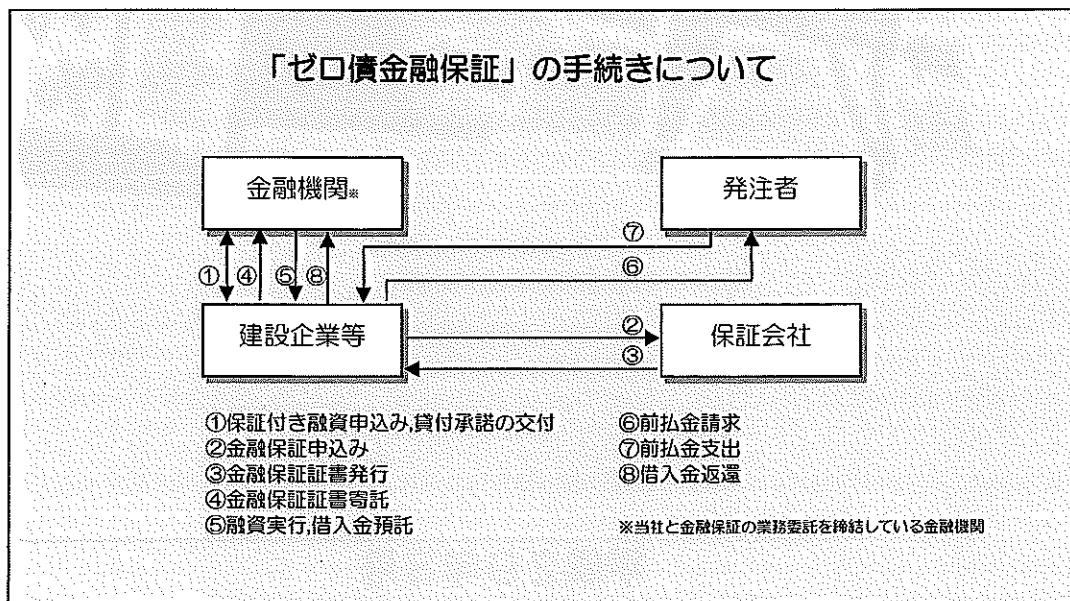
1. 「ゼロ債金融保証」とは

建設企業の皆様が受注したいわゆるゼロ国債工事等に係る公共工事の施工に必要な着工資金を、金融機関から融資を受ける場合、当社がその債務を保証するものです。

2. 今回対象となる工事

平成28年度に発注者と請負契約を締結した公共工事で、当該年度中に前払金等の支出を伴わない工事が対象となります。

なお、保証金額については平成29年度に発注者から支出される予定の前払金の額の範囲内となります。



3. お申込みの前に

「ゼロ債金融保証」をご利用いただくには、以下の条件を満たしていることが必要となります。

- ① 平成29年度に前払金の支出が予定されている工事であること。
- ② 低入札価格調査等の対象となった工事でないこと。
- ③ 当該公共工事の施工に係る資金の融資について、別に定める金融機関※から（当社の金融保証を条件として）貸付の承諾が得られること。

※「別に定める金融機関」とは、当社と金融保証の業務委託契約を締結している金融機関となります。詳細につきましては、当社の各支店にお問い合わせください。

（注）本制度のご利用にあたっては、金融機関ならびに当社の審査があり、お客様のご希望に添えない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

4. 保証手続き

（1）保証申込書類

- ① 保証申込書兼貸付承諾書
 - ② 請負契約書（写）
 - ③ 借入金用途内訳明細書
 - ④ その他必要書類（償還計画書等）
- ・保証申込書等、当社に提出された書類に事実と異なる記載があると当社が認めた場合には、保証をお断りする場合があります。

（2）借入金の預託

借入金は、金融保証専用の普通預金口座に入金されます。

（3）保証料率

保証料率 日歩3厘（年利換算1.095%）

保証料（借入金額×貸付実行日から償還日までの日数×0.00003）

・ただし、保証契約の際には保証契約日から保証期限までの日数で算出した額を受け取り、借入金の償還後精算いたします。

（4）貸付利率（借入金に対する金利）

金融機関所定の利率となります。

（5）借入金の返済方法

後日、当該工事より支出される前払金でご返済いただきます。

（6）その他

「ゼロ債金融保証」をご利用になられた工事についても「地域建設業経営強化融資制度」のご利用が可能※です。詳細につきましては当社の各支店にお問い合わせください。

※同制度を導入している発注者の工事に限ります。

支店一覧

西日本建設業保証株式会社

東京支店	〒103-0027 東京都中央区日本橋3丁目8番14号(日本橋ビル5F)	TEL FAX	03(6848)5671 0120(504)151
名古屋支店	〒450-0002 名古屋市中村区名駅2丁目45番7号(松岡ビル5F)	TEL FAX	052(561)0071 0120(880)526
大阪支店	〒550-0012 大阪市西区立売堀2丁目1番2号(建設交流館4F)	TEL FAX	06(6543)2711 0120(504)160
滋賀支店	〒520-0801 大津市におの浜1丁目1番18号(滋賀県建設会館2F)	TEL FAX	077(522)7034 0120(504)161
京都支店	〒604-0835 京都市中京区御池通高倉西入高宮町200(千代田生命京都御池ビル3F)	TEL FAX	075(222)0221 0120(504)162
奈良支店	〒630-8227 奈良市林小路町8番地の1(ニッセイ奈良若草ビル4F)	TEL FAX	0742(22)8093 0120(504)164
和歌山支店	〒640-8155 和歌山市九番丁15番地(九番丁MGビル2階)	TEL FAX	073(433)0115 0120(242)488
兵庫支店	〒651-0088 神戸市中央区小野柄通4丁目1番22号(アーバンエース三宮ビル6F)	TEL FAX	078(291)8755 0120(504)165
鳥取支店	〒680-0022 鳥取市西町2丁目310番地(鳥取県建設会館2階)	TEL FAX	0857(23)3481 0120(504)152
島根支店	〒690-0048 松江市西嫁島1丁目3番17号(島根県建設業会館2F)	TEL FAX	0852(25)5252 0120(262)302
岡山支店	〒700-0827 岡山市北区平和町5番10号(岡山建設会館3F)	TEL FAX	086(231)1251 0120(504)167
広島支店	〒730-0037 広島市中区中町8番18号(広島クリスタルプラザ8F)	TEL FAX	082(243)3343 0120(504)168
山口支店	〒753-0074 山口市中央4丁目5番16号(山口県商工会館4F)	TEL FAX	083(922)2043 0120(504)170
香川支店	〒760-0026 高松市磨屋町6番地4(香川県建設会館6F)	TEL FAX	087(822)1611 0120(242)833
徳島支店	〒770-0931 徳島市富田浜2丁目10番地1(徳島県建設センター4F)	TEL FAX	088(626)3223 0120(109)440
愛媛支店	〒790-0001 松山市一番町3丁目3番地3(菅井ニッセイビル7F)	TEL FAX	089(941)4660 0120(504)171
高知支店	〒780-0870 高知市本町2丁目2番29号(畑山ビル4F)	TEL FAX	088(822)6022 0120(504)172
福岡支店	〒812-0013 福岡市博多区博多駅東3丁目14番18号(福岡建設会館4F)	TEL FAX	092(441)1765 0120(504)173
佐賀支店	〒840-0801 佐賀市駅前中央1丁目4番8号(太陽生命佐賀ビル4F)	TEL FAX	0952(22)0335 0120(504)175
長崎支店	〒850-0874 長崎市魚の町3番33号(長崎県建設総合会館1F)	TEL FAX	095(824)5260 0120(504)176
熊本支店	〒862-0976 熊本市中央区九品寺4丁目6番4号(熊本県建設会館3F)	TEL FAX	096(364)1155 0120(504)178
大分支店	〒870-0046 大分市荷揚町4番28号(大分県建設会館3F)	TEL FAX	097(535)2070 0120(504)179
宮崎支店	〒880-0001 宮崎市橘通西2丁目4番20号(アクア宮崎ビル2F)	TEL FAX	0985(24)5656 0120(553)835
鹿児島支店	〒890-8512 鹿児島市鴨池新町6番10号(鹿児島県建設センター4F)	TEL FAX	099(257)2722 0120(504)180
沖縄支店	〒901-2131 浦添市牧港5丁目6番8号(沖縄県建設会館3F)	TEL FAX	098(876)1981 0120(441)455